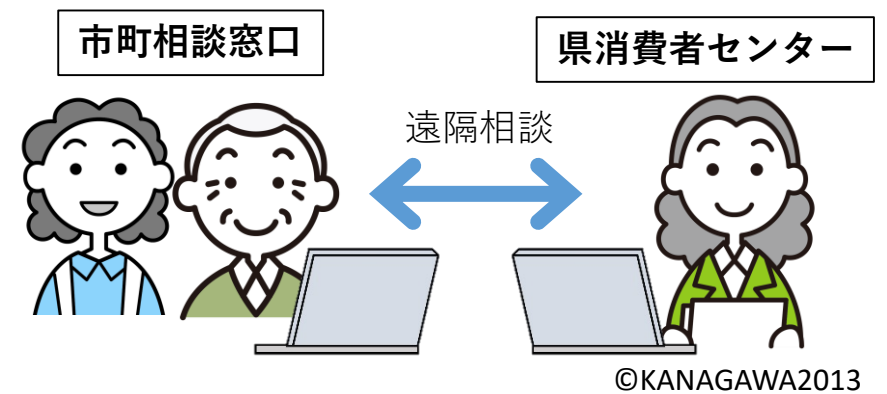


どこに住んでいても 安心して相談できるホットライン

消費生活相談員がいない市町相談窓口でも、
顔を見ながら県消費生活相談員、弁護士に相談ができます

消費生活相談員がいない町や、不在の日がある市の
相談窓口と県消費者センターをインターネットで繋ぎ、
県消費生活相談員が遠隔で相談対応を行います。

※現在遠隔相談ができる市町は下記のとおりですが、今後拡大する予定です。



▶ 遠隔相談でできること

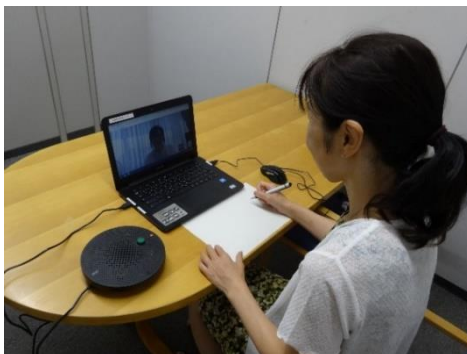
- ・ 県消費者センター相談員への消費生活相談
- ・ 県消費者センターで実施する弁護士相談（毎月第三火曜日／要予約）の利用

▶ 遠隔相談ができる市町（平成29年度）

安来市（人権施策推進課）、飯南町（住民課）、津和野町役場（税務住民課）、
吉賀町（税務住民課）、隠岐の島町（企画財政課）

計5市町

▶ 遠隔相談のようす



県の消費生活相談員が
顔を見ながら対応しますので、専門的な相談でも安心してご相談いただけます。



契約書等の書面を見ながら
話ができるので、電話に比べ、
わかりやすい説明を受ける
ことができます。